

外来対応医療機関の役割

令和5年4月
栃木県保健福祉部感染症対策課



○ 説明事項

- 1 基本的な考え方
- 2 外来対応医療機関
- 3 位置づけ変更に伴う変更点（ポイント）
- 4 お願いしたい事項
- 5 外来対応医療機関の指定に関する手続き



1 基本的な考え方

- 位置づけの変更により、診療・検査医療機関を中心とした外来医療体制から**幅広い医療機関が新型コロナ患者の診療に対応する体制**※へ
- 位置づけ変更後も新型コロナ患者の診療を行う医療機関の増加を図る

※ 年齢等の関係で診療困難な場合は、他医療機関を紹介



2 外来対応医療機関

- 診療・検査医療機関は位置づけ変更に伴い**外来対応医療機関**に名称変更
- 外来対応医療機関の公表は**当面継続**
⇒ 現行の診療・検査医療機関リストを活用
- 外来対応医療機関であって、**受入患者を限定しない**ことを公表し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、1回につき300点の算定が可能となる



3 位置づけ変更に伴う変更点（ポイント）

項目	現行(~5月7日)	移行後(5月8日~)	県の対応
外来医療体制	診療・検査医療機関を中心とした体制	幅広い医療機関が対応する体制	当面は外来対応医療機関の増加を目指す
応招義務	例外的に特定の医療機関で対応すべき	コロナのり患若しくはその疑いのみを理由とした診療拒否は不可	啓発素材を用いて医療機関へ周知していく
医療機関の公表	診療・検査医療機関を県HPで公表	外来対応医療機関を当面県HPで公表	現行の診療・検査医療機関リストを準用し、公表を継続
発生届・日次報告	すべての医療機関に報告義務	不 要	定点把握による発生動向の確認
コロナ陽性患者への療養上の注意点の説明	県が作成したリーフレットの配布	リーフレット配布は終了するので医療機関が口頭で必要事項を説明	—
患者等に対する公費負担	検査・外来医療費は全額公費負担の対象	公費負担終了し保険診療 ※コロナ治療薬(指定)の薬剤費のみ全額公費支援	支払基金等への審査・支払事務委託を継続
入院調整	保健所や入院調整本部等行政の調整	医療機関間の調整 通常の医療連携と同様	原則として重症患者に限り調整



4 お願いしたい事項

- 引き続き新型コロナ患者の診療及び医療機関情報の公表に御協力ください
- 受入患者を限定（初診不可等）することなく診療してください。
- 保健所等の健康観察はなくなりますので、診療時療養上の注意点の説明、指導をお願いします。
- 療養中の新型コロナ患者に対し、体調悪化時の相談や受診への対応をお願いします。
- 診察の結果、入院が必要と判断した場合は、**通常の医療連携**（医療機関間の調整）で、他医療機関への紹介をお願いします。



5 外来対応医療機関の指定に関する手続き

※ 既に「診療・検査医療機関」として指定されている場合は、手続き不要です

【5月7日までに指定を希望する場合】

- ・ 意向等調査表※1を県感染症対策課へメール送付※2してください。
⇒ 提出後1週間を目処に県HPで公表します
- ・ 5月8日以降、自動的に外来対応医療機関に切り替わります

【5月8日以降に指定を希望する場合】

- ・ 県ホームページで別途お知らせいたします※1

【内容を変更する場合】

- ・ 既に公表されている内容から変更がある場合は、県感染症対策課へメールでお知らせください。
⇒ 送付後1週間を目処に県HPを修正します。

※1 栃木県HP「「診療・検査医療機関」について (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/kouhou/shinryoukensa1018.html#houkokunituite>) 」

※2 栃木県感染症対策課メールアドレス (kansen-honbu002@pref.tochigi.lg.jp)

